

南三陸町水道事業経営戦略

計画期間 令和 8 年度～令和 16 年度

令和8年3月

南三陸町上下水道事業所

目次

1	水道事業の沿革と経営戦略策定の趣旨	- 1 -
2	事業概要	- 2 -
	（1）事業の現況（令和7年3月31日現在）	- 2 -
	（2）これまでの主な経営健全化の取り組み	- 14 -
	（3）経営比較分析表（令和5年度決算）を活用した現状分析	- 16 -
3	将来の事業環境	- 18 -
	（1）行政区域内人口（＝給水区域内人口）の予測	- 18 -
	（2）給水人口の推計	- 19 -
	（3）有収水量の推計と料金収入の見通し	- 24 -
	（4）組織体制の見通し	- 26 -
	（5）施設の現状と見通し	- 26 -
	（6）固定資産の状況	- 28 -
4	経営の方針	- 30 -
	（1）基本目標と基本施策	- 30 -
5	投資・財政計画（収支計画）	- 31 -
	（1）収益的収支について（税抜）	- 31 -
	（2）資本的収支について（税込）	- 31 -
6	経営戦略の事後検証、改訂等に関する事項	- 35 -

1 水道事業の沿革と経営戦略策定の趣旨

南三陸町は、平成 17 年 10 月 1 日に旧志津川町と旧歌津町が合併して誕生した町で、宮城県の北東部に位置し、農林水産業、水産加工業、観光業などを基幹産業として発展してきた。

当町の水道事業は、旧志津川町水道事業が昭和 50 年 4 月、旧歌津町水道事業が昭和 48 年 3 月にそれぞれ創設認可を受け、更に旧歌津町上沢・樋の口簡易水道事業の創設認可を平成 10 年 9 月に受けた後に、2 町合併に伴う新規水道事業としての認可申請を機に、簡易水道事業を上水道へ統合のうえ平成 19 年 3 月に創設認可を受けた。

認可の計画としては、計画給水人口 17,770 人、計画給水量 10,580 m³/日で、これに基づき水道事業を運営し、地区住民の公衆衛生・生活環境の向上、消防施設の拡充、更に産業経済活動の基盤としてその役割を十分に果たしてきた。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災による津波被害で、水道施設の主要 4 水源（浄水場）が冠水・流失し、配水不能の状態に陥り町内全域で断水となった。全国からの応急給水・仮復旧に係る応援を受け、同年 9 月に断水を解消し全給水区域への給水を開始した。その後、平成 26 年 2 月に新たな水源による配水系統の見直しを伴う「南三陸町水道事業復興計画」を策定し、計画給水量 8,000 m³/日とする水道施設の再編計画としました。令和 2 年 3 月には計画給水人口 12,600 人、計画給水量 7,300 m³/日、水源を新戸倉水源、小森水源、中在水源などとする認可変更を受けており、現在は復興工事を完了した。

一方、現在の日本は、世界の他の国が経験したことの無いスピードで高齢化が進み、人口減少も確実に進んでいることから、全国的に未曾有の人口減少社会を迎えている。

日本における社会インフラはその多くが高度経済成長期前後に建設され、水道施設もその例に漏れず、管路をはじめとする施設の老朽化が叫ばれており、その計画的な更新及び中長期的な財源の確保が大きな課題となっている。

このような全国的状況の中で、当町の水道事業の現状は、東日本大震災からの復興事業が国庫補助金と特別交付税でほぼ全て財源手当てされた中で、1 日でも早い復興を目指し関係者が一丸となって事業を進めてきた。経営状況については、給水区域内で住宅や事業所の再建が概成されるなど、復興が進んだことで安定した状況に回復したものの復興事業が終了した後は、全国的な課題と同様に、老朽施設の更新に伴う財政需要、そして給水人口減少による給水収益の減等の課題が重くのしかかる状況にある。

水道は、人々の生活や経済活動に欠くことのできない重要な公共サービスであることから、将来にわたっても事業運営を安定的に継続することが可能となるよう、課題の解決に向けて、今般、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定するものである。

2 事業概要

(1) 事業の現況（令和7年3月31日現在）

① 給水

事業開始年月	平成17年10月1日	計画給水人口	12,600人
事業変更認可	令和2年3月31日	現在給水人口	11,220人
法適・非適の区分	全部適用	有収水量	1,348,866m ³ (令和6年度)
		有収水量密度	0.082千m ³ /ha

② 施設

水源	表流水1 地下水 4			
施設数	浄水場設置数	5	管路延長	247.56 km
	配水池設置数	16		
施設能力	8,654 m ³ /日		施設利用率	85.6%

③ 水道施設配置図

3 頁に記載

④ 配水系統図

4 頁に記載

⑤ 各浄水場・浄水フロー図

5～10 頁に記載

⑥ 施設フロー図

11 頁に記載

③ 水道施設配置図



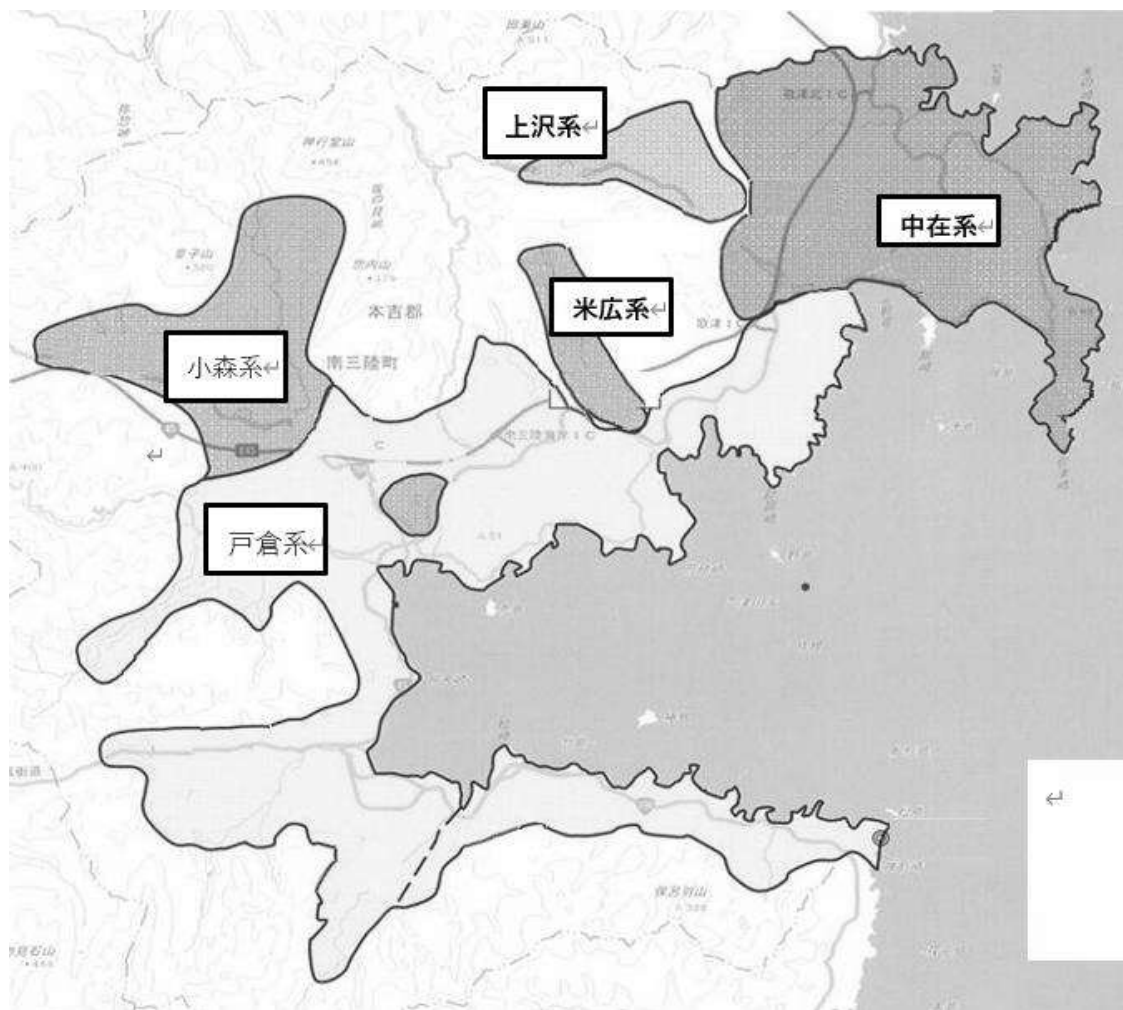
番号	水源
1	新戸倉水源
2	小森水源
3	中在水源
4	上沢水源
5	米広水源
6	新上沢水源（予備水源）

番号	浄水場
1	新戸倉浄水場
2	小森浄水場
3	中在浄水場
4	上沢浄水場
5	米広浄水場

番号	配水池
1	東浜配水池
2	新戸倉配水池
3	上の山配水池（2池）
4	伊里前配水池
5	吉野沢配水池
6	松果佐配水池
7	森山配水池
8	大羅配水池
9	信倉配水池
10	樋の口配水池（2池）
11	残谷配水池
12	権現配水池
13	仁田配水池
14	石の平配水池
15	山谷配水池
16	米広浄水場内配水池

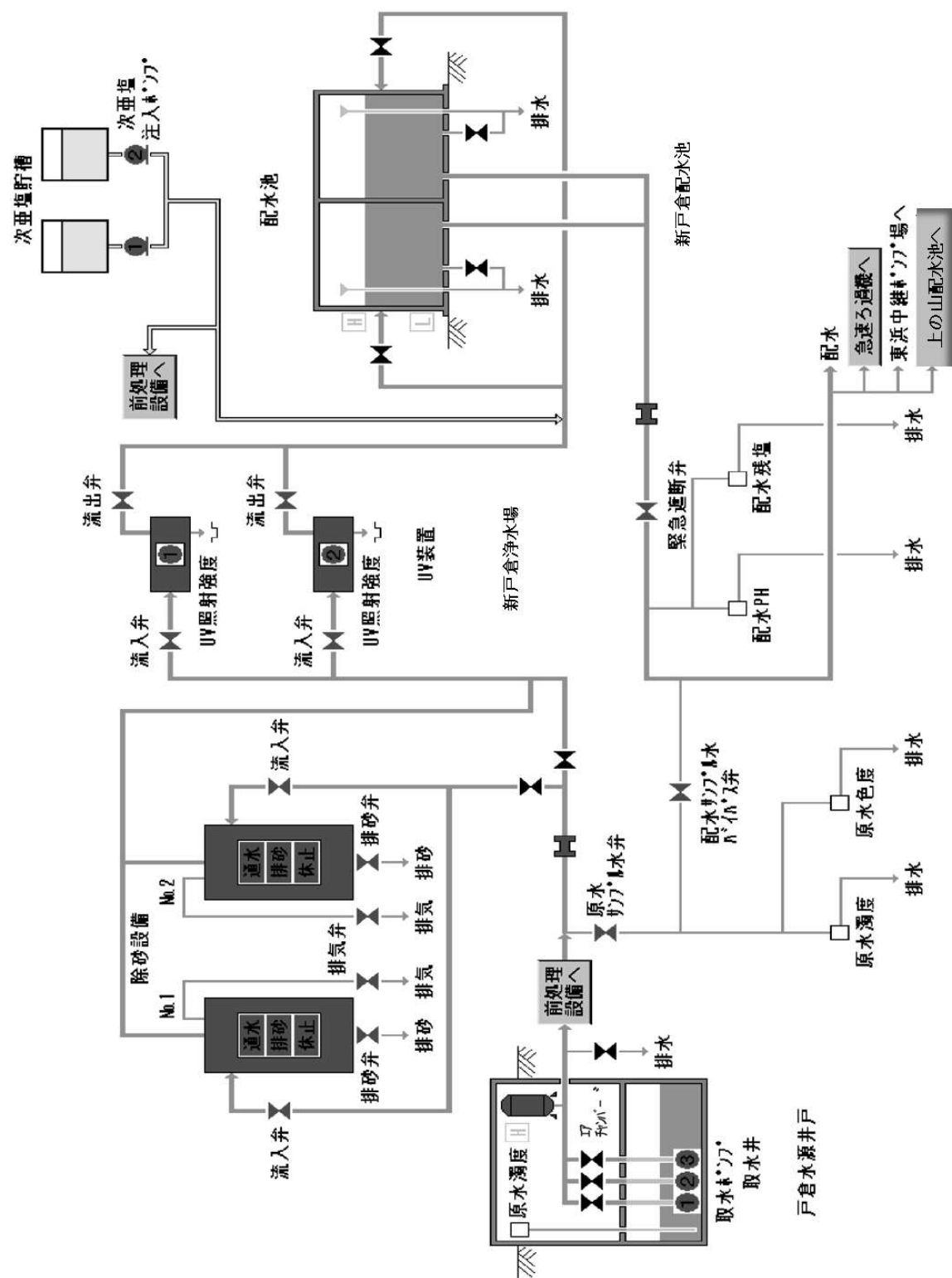
番号	ポンプ場
1	東浜中継ポンプ場（送水）
2	大羅中継ポンプ場（送水）
3	残谷中継ポンプ場（送水）
4	仁田中継ポンプ場（送水）
5	石の平中継ポンプ場（送水）
6	山谷中継ポンプ場（送水）
7	小森中継ポンプ場（送水）
8	石泉増圧ポンプ場（配水）
9	入大船沢加圧ポンプ場（配水）
10	下保呂毛加圧ポンプ場（配水）
11	中野加圧ポンプ場（配水）
12	中野第2加圧ポンプ場（配水）
13	大上坊加圧ポンプ場（送水）
14	信倉加圧ポンプ場（配水）

④ 配水系統図

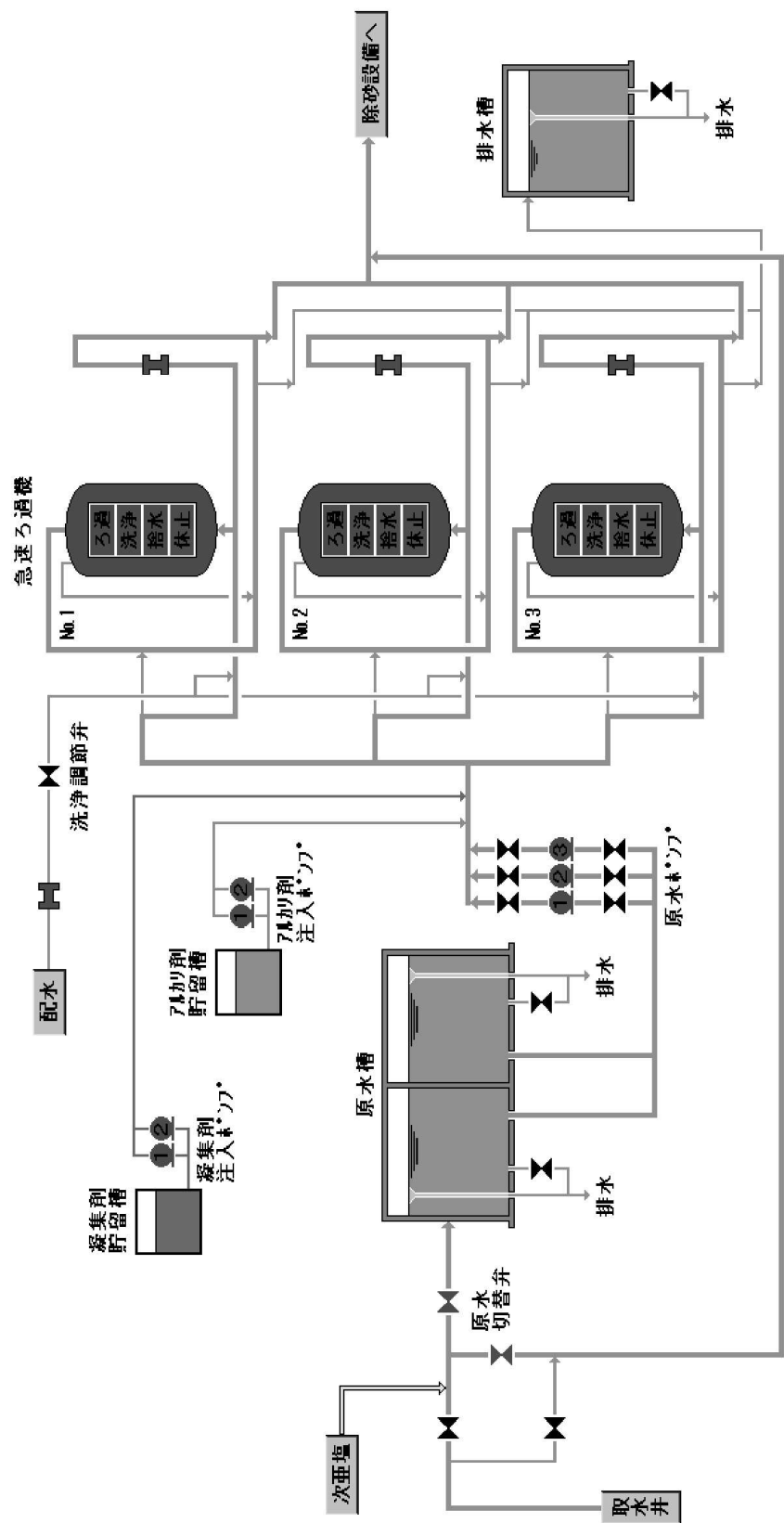


⑤ 各浄水場・浄水フロー図

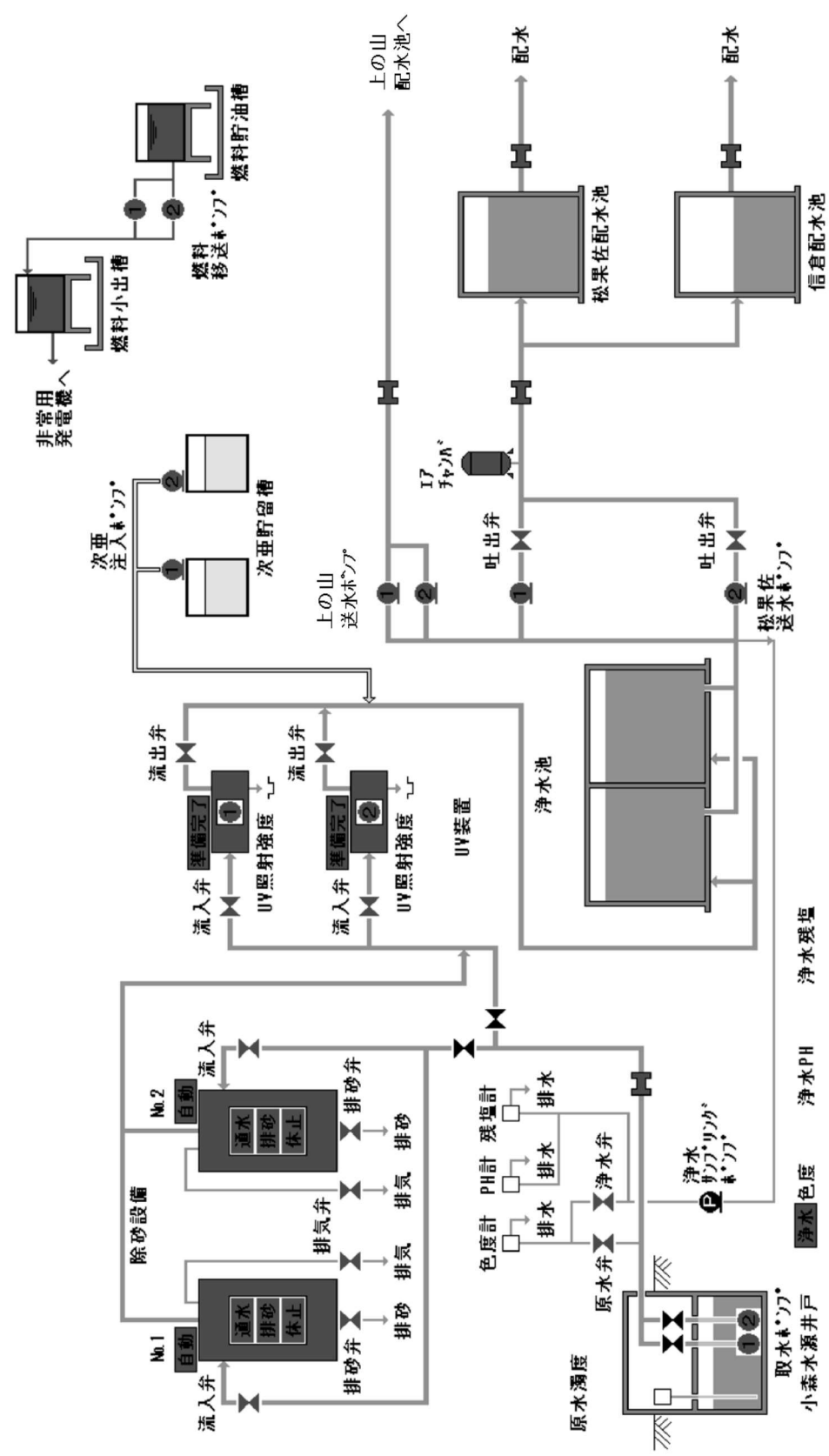
新戸倉浄水場



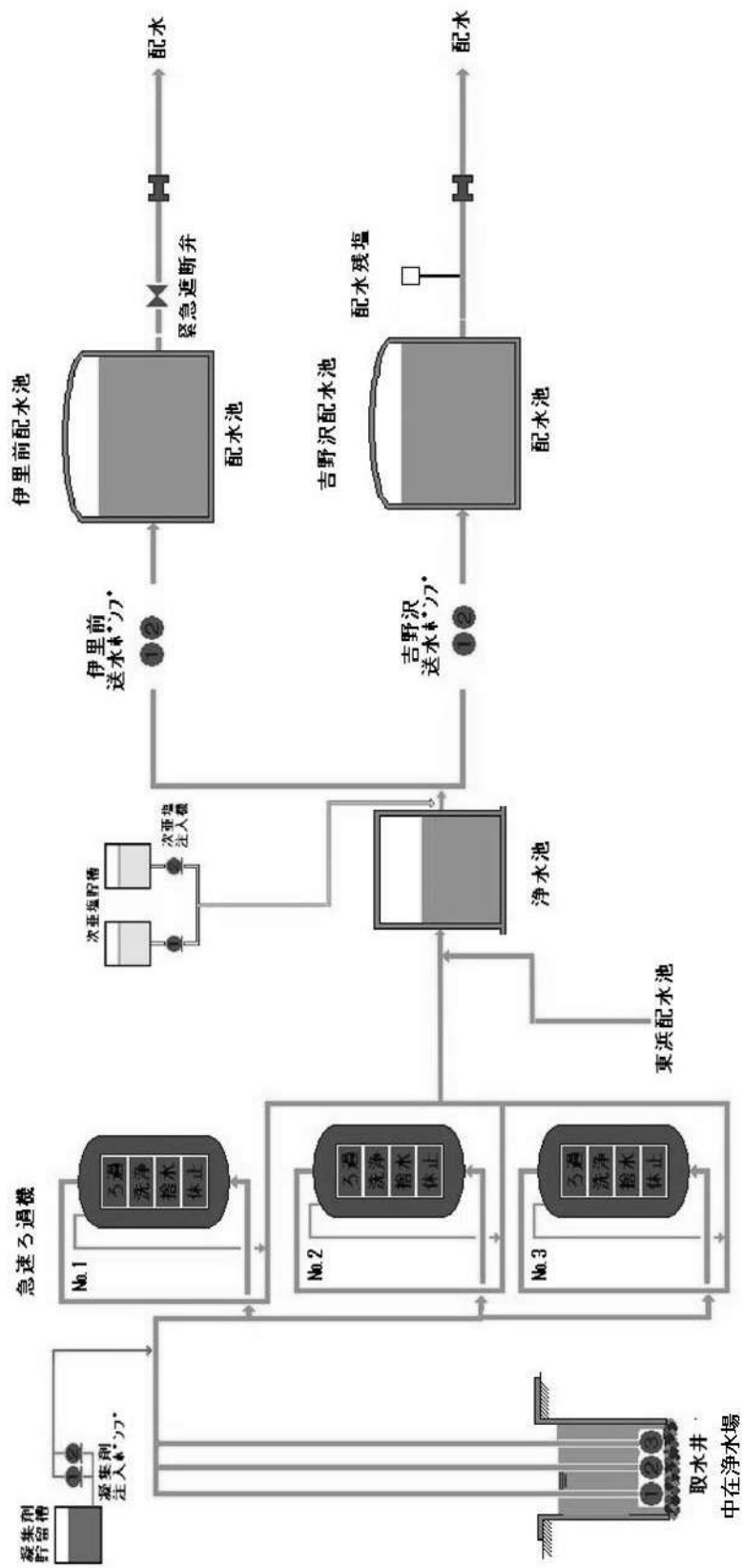
新戸倉浄水場 前処理（原水濁度が1度を超えた場合）



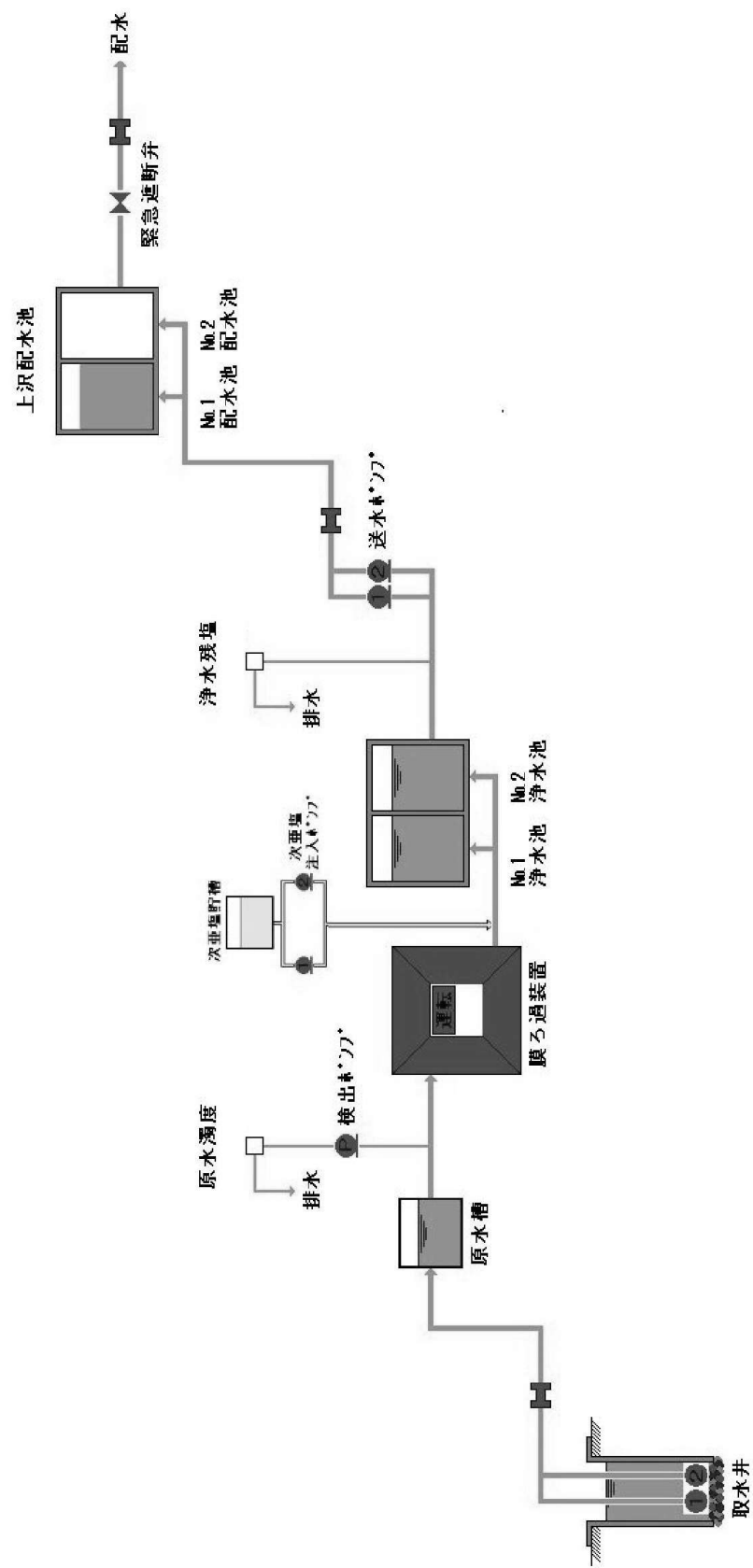
小森浄水場



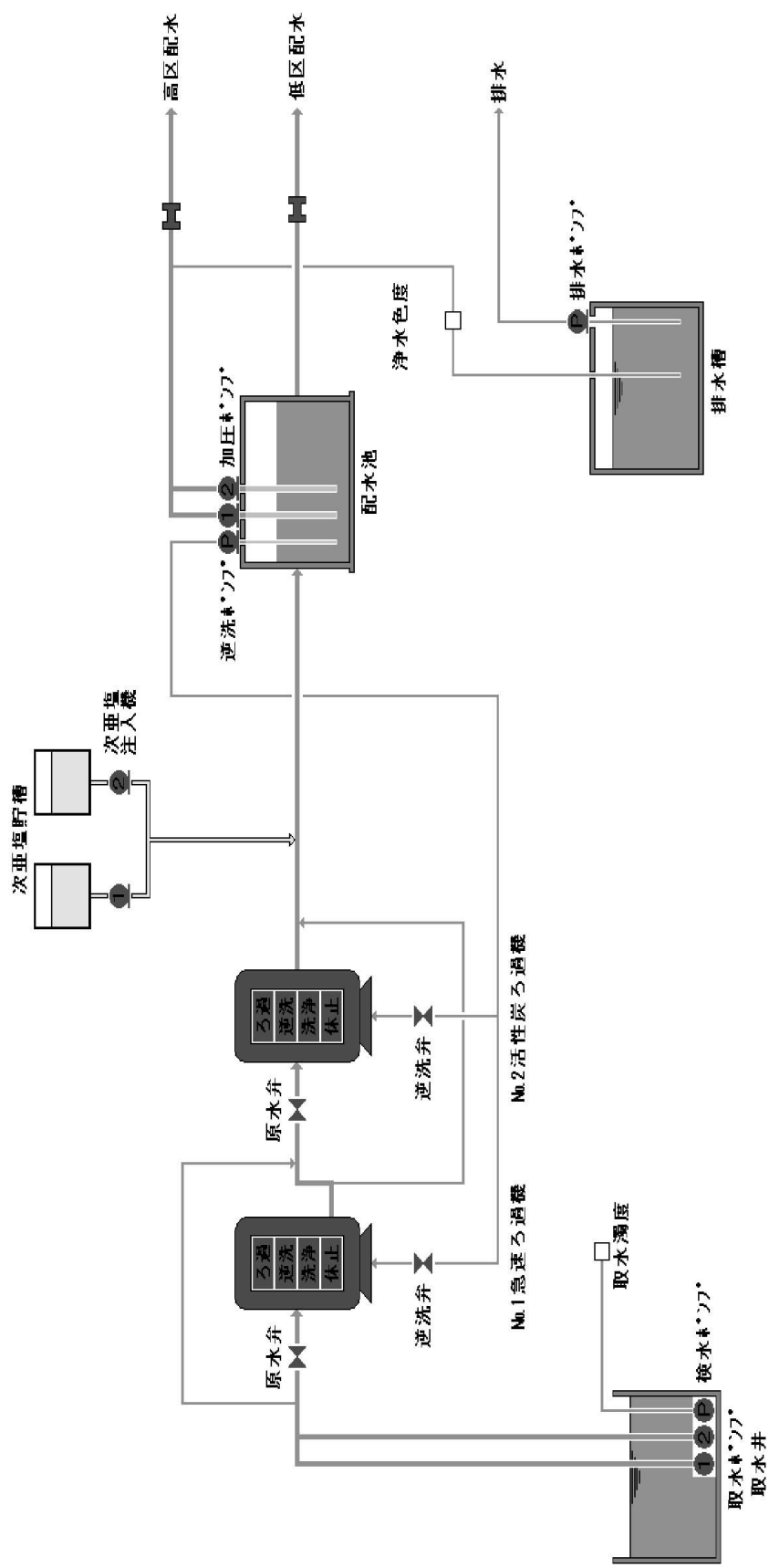
中在浄水場



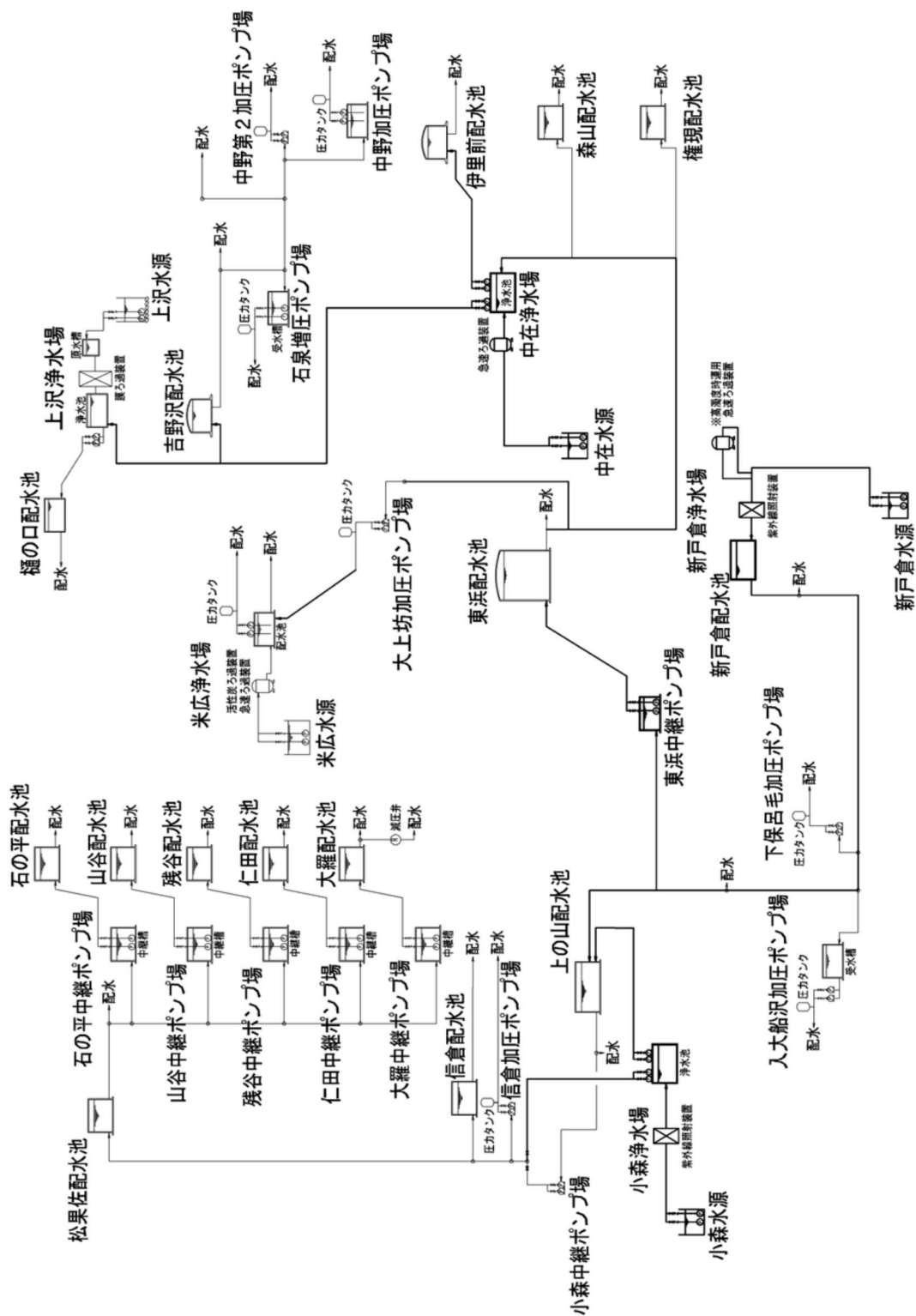
上沢浄水場



米広浄水場



⑥ 施設フロー図



⑦ 水道料金について

- ア 水道料金は、基本料金制と従量料金制を組み合わせた料金体系としている。基本料金及び従量料金は、それぞれ設置されている水道メーター口径や水量区分に応じて下記の表のとおりである。

基本料金（基本水量10m³）

メーターの口径	基本料金
13mm	1,700円
20mm	2,400円
25mm	3,000円
30mm	3,700円
40mm	4,500円
50mm	5,000円
75mm	5,500円
100mm	6,000円

超過料金（使用量1m³につき）

メーターの口径	超過料金		
20mm以下のもの	10m ³ を超え 50m ³ までの分	50m ³ を超え 100m ³ までの分	100m ³ を超える分
	200円	220円	230円
25mm以上のもの	10m ³ を超え 100m ³ までの分	100m ³ を 超える分	
	220円	230円	

イ 水道料金の推移

平成 17 年 10 月 1 日の南三陸町水道事業創設時における水道料金については、旧志津川町、旧歌津町のそれぞれの水道料金表をそのまま各旧町域に適用した。平成 19 年 4 月 1 日からは、基本水量を 10 m³とし、口径別従量逦増制の料金体系へと改め、現在に至っている。

ウ 水道料金の改定について

現在の水道料金体系に改められてから既に 18 年が経過している。東日本大震災により落ち込んだ料金収入も、震災前の給水収益 378,521 千円（平成 21 年度）と比較すると、令和 6 年度実績で 306,292 千円となり、震災前の 80.9%まで回復しているものの、給水人口が震災前の 17,071 人（平成 21 年度）から 11,220 人（令和 6 年度）と年々減少しており、今後の給水人口増加は見込めないため、震災前の給水収益に回復することは困難な状況である。

⑧ 組織について

令和 7 年 3 月 31 日現在、管理者の権限を行う町長のもと、水道事業を統括する上下水道事業所長を所属長に上水道係を置き、そこに 4 人の係員を配置している。

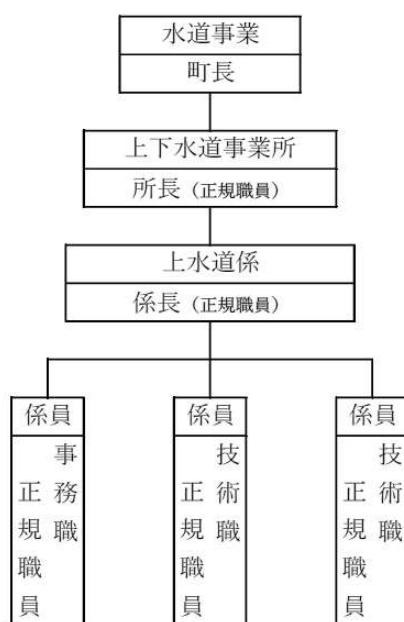
現状では、水道事業の経営的業務を行いつつ、東日本大震災により壊滅的な被害を受け再建した水道施設と共に被害を受けていない施設の維持管理に努めているところである。

上下水道事業所長と上水道係長、係員の 3 名は町正規職員等である。

水道工事の特性として他事業（道路・河川・漁港等）と同じ場所で施工する場合、この他事業の工事進捗に影響を受けやすい。施工順序として他事業の最終工程に合わせる必要があるため、一部の工事について期間内の完了が非常に難しい状況であるが、懸命に取り組んでいるところである。

東日本大震災に伴う復興事業が完了したため、派遣職員等の配置は無くなり、残る正規職員で老朽施設の更新事業等を行うこととなるが、現在の組織体制を将来のための水道料金の改定業務や老朽施設の更新事業などを考慮した必要最低限の人員・組織体制に再構築していく必要がある。

組織体制図（令和 6 年度）



（２）これまでの主な経営健全化の取り組み

① 民間活用について

ア 包括的民間委託

当町の水道事業については、他の事業体と同様、管路をはじめとする施設の老朽化による更新需要の増大、給水人口の減少による給水収益の減少で将来的な経営が非常に厳しい状況となっている。

さらに、組織としても行財政改革に伴い、管路の布設、維持管理業務に従事する技術職の水道職員を確保することが決して十分とは言えない状態である。

このようなことから、時代ニーズに的確に対応した事業運営が必要であり、経済性・効率性、サービスの質の向上を図り、経営改革を推進するため包括的な民間委託を行ってきたところである。

イ これまでの経緯

（ア）第 1 回目の包括的民間委託

- 契約期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（5 年間）
- 委託内容：メーター検針・維持管理、料金賦課収納、給水開始・休止等窓口業務、漏水調査・修繕、水道施設運転維持管理、給水装置工事申請受付等、水質検査（毎日検査、全項目検査等）

- 契約金額：373,143,921 円（税込）

（イ）第 2 回目の包括的民間委託

- 契約期間：平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（5 年間）
- 委託内容：メーター検針・維持管理、料金賦課収納、給水開始・休止等窓口業務、漏水調査・修繕、水道施設運転維持管理、給水装置工事申請受付等、水質検査（毎日検査、全項目検査等）
- 契約金額：513,484,426 円（税込）

（ウ）第 3 回目の包括的民間委託

- 契約期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日（3 年間）
- 委託内容：メーター検針・維持管理、料金賦課収納、給水開始・休止等窓口業務、漏水調査・修繕、水道施設運転維持管理、給水装置工事申請受付等、水質検査（毎日検査、全項目検査等）
- 契約金額：378,350,000 円（税込）

（エ）第 4 回目の包括的民間委託

- 契約期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（5 年間）
- 委託内容：受付、賦課及び調定、収納、滞納整理、検針、給水開始・休止窓口、漏水調査及び修繕、日常点検、施設の運転、施設の保守点検、施設の環境整備、給水装置工事、メーター器の交換、水質管理
- 契約金額：683,364,000 円（税込）

ウ 業務量の増加に伴う委託料の上昇

平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（5 年間）単年度当り 74,629 千円

平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（5 年間）単年度当り 102,697 千円

平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日（3 年間）単年度当り 126,117 千円

これまで業務委託の契約を更改する都度、業務量の増加や物価の状況に併せて委託料が上昇する状況であった。今後の更改においても東日本大震災で被災した浄水場が更新され、浄水方式の変更による保守点検箇所数は増加しており、また、物価高騰が解消されない現下の社会情勢において適正なサービス水準を確保するためには、一定程度の金額の上昇は避けられないと考えられる。

エ これからの民間活用（民間委託）について

今後は、更なる専門的な知識を有する正規職員のマンパワー不足が懸念されることから、専門的な知識を有する民間事業者に対する委託の範囲を広げる検討が必要だと考えられる。例えば、現在の水道事業の包括業務委託は水道技術管理者の資格を持った水道職員の管理下にあるが、将来の水道事業の状況によっては、受託者に水道技術管理者の責任をも委ねる、責任範囲が広い「第3者委託」を検討する必要がある。

② 広域化について

宮城県では県内の市町村及び企業団における水道事業の経営健全化を図ることを目的に、広域連携等を含めた具体的な方策を検討するため、宮城県水道事業広域連携検討会を平成31年1月に設置している。

また、令和5年3月には宮城県で「宮城県水道広域化推進プラン」を策定し、継続的・段階的に広域化プロセスを進めていくものとしており、当町では、前述した広域連携検討会に参加しつつ、コスト縮減に繋がる業務や効率化が期待できる業務を中心に、業務の広域化を進める予定としている。

（3）経営比較分析表（令和5年度決算）を活用した現状分析

経常収支比率は100%を下回り、累積欠損金比率も増加傾向にあるため、費用削減を含めた経営改善が必要である。流動比率は再び100%を下回り、資金状況は厳しさを増している。企業債残高対給水収益比率は震災復旧後に減少したが、老朽管の更新で上昇した。給水人口と有収水量の減少により料金回収率は悪化し、給水原価も上昇している。類似団体に比べ依然として低いため、健全化と効率化に努める。

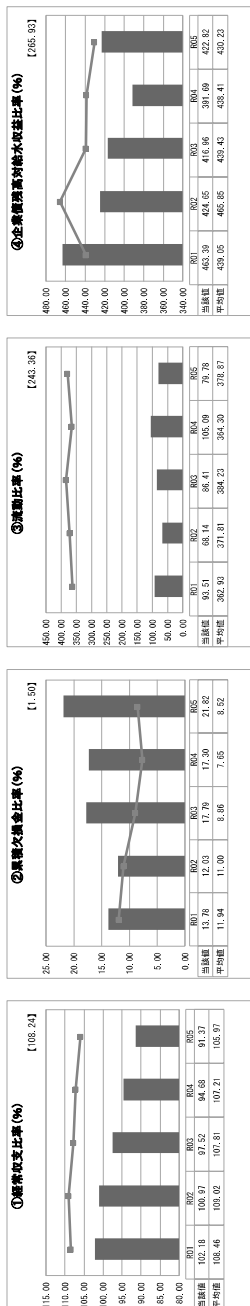
施設利用率は高水準を維持し、有収率は老朽管更新により70%を超えたが、さらなる向上を目指す。老朽化対策として震災後の施設再構築により減価償却率は低いが、管路経年化率は上昇傾向にある。災害復旧工事後は国の補助を活用し、管路の耐震化を進める。

※詳細は次頁「経営比較分析表（令和5年度決算）」を参照

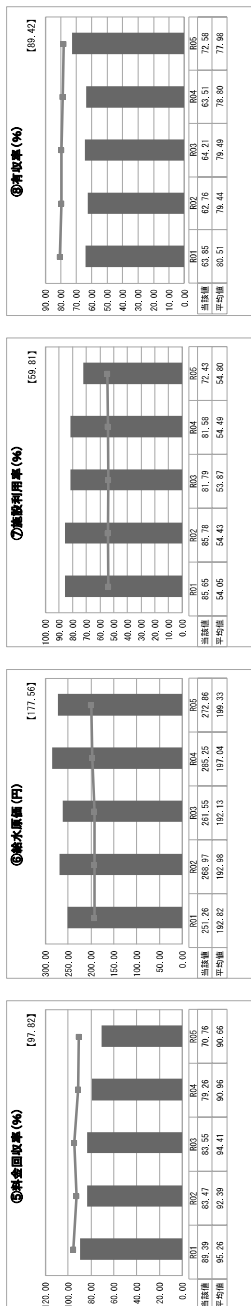
經營比較分析表（令和5年度決算）

宮城県 南三陸町		業種名	業種別区分	管理者の情報	面積(㎡)	人口密度(人/㎡)
	法適用	水道事業	A7	非設置	163.40	72.04
	資金不足比率(%)	自己資本増徴比率(%)	1か月20㎡以上り増減率(円)		総水取水量(㎡)	総人口密度(人/㎡)
-	90.45	97.94	4,070		163.40	69.92

1. 健全な経営・社会・環境の持続



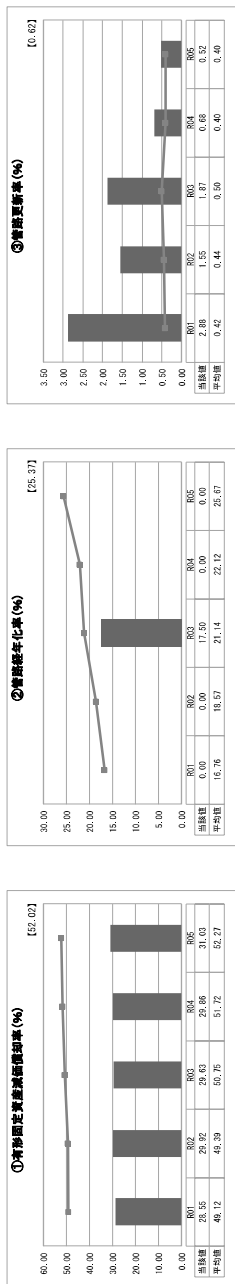
有収率は、水質維持のための排水及び老朽管からの逦水等により伸び悩んでいるが、老朽管更新工事の実施により70%を超えた。今後も老朽管更新事業を行い有収率アップに努めていきたい。



2. 老朽化の状況について

[illegible]

2. 老朽化の状況



附录 4

令和2年度に策定した経営戦略は今年度に見直しを行う。見直しを行った経営戦略に基づき経営の安定化を図るとともに、累積欠損金の解消や流動化率、料金回収率の向上を目指す。さらに国庫補助や起債を活用しながら、老朽管更新事業を行い、管路経年劣化率を抑えられるよう努めていく。同時に管経年劣化率の向上に努めながら、経営の効率化を図りながら料金改定についても検討していく。

3 将来の事業環境

(1) 行政区域内人口（＝給水区域内人口）の予測

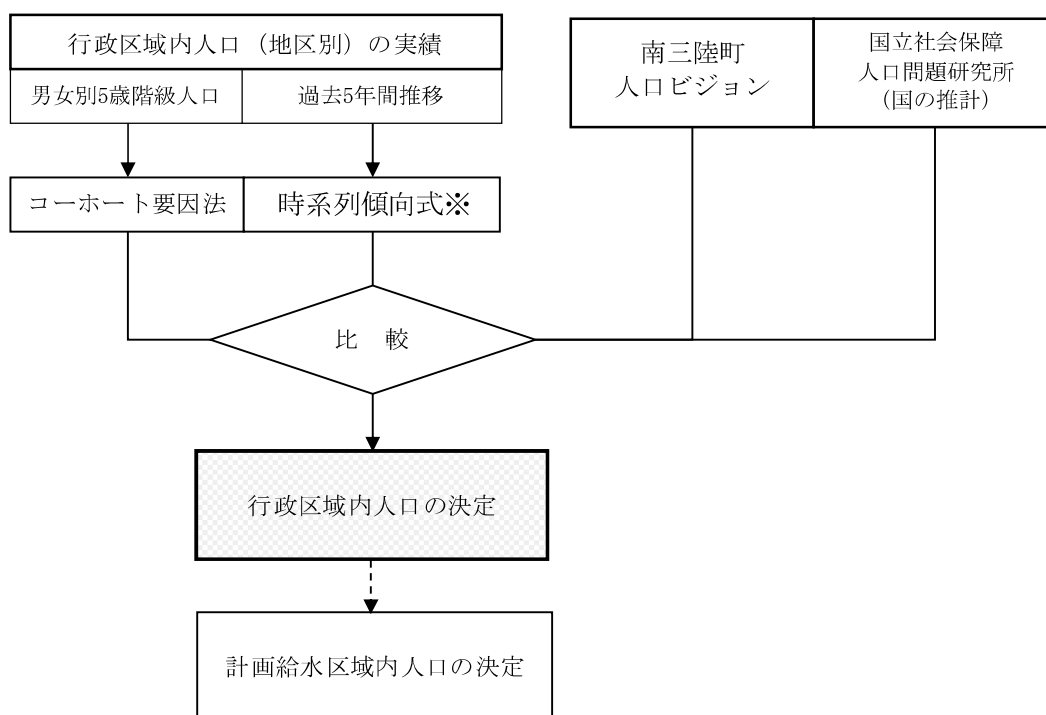
行政区域内人口は、南三陸町アセットマネジメント報告書（令和6年3月）においてすでに推計したデータがあり、それを基に実績人口を考慮して推計を行った。

① 行政区域内人口の推計フロー

計画期間の行政区域内人口は、下記のフローをもとに推計した。

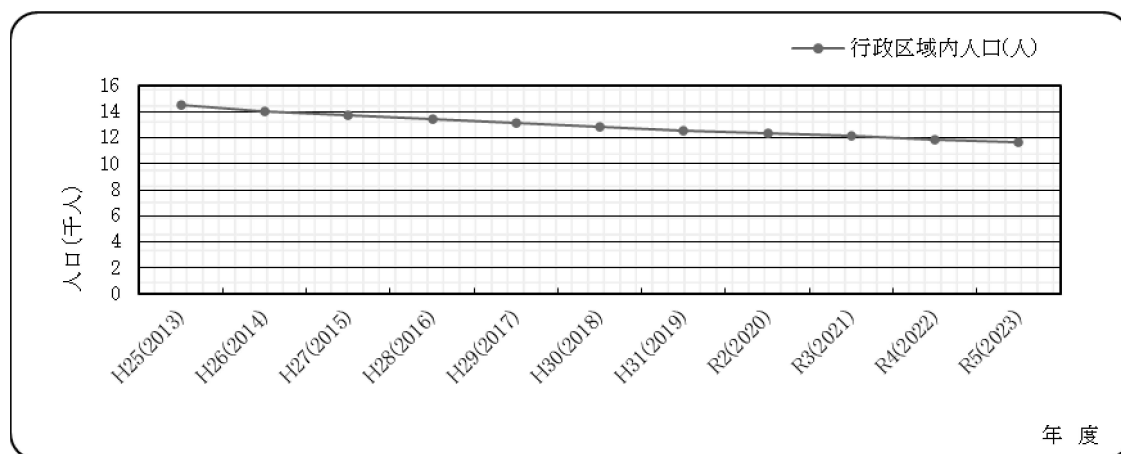
推計は直近過去10年間の実績値をもとにした時系列傾向式による分析と、令和4年度の年齢階層男女別人口をもとにしたコーホート要因法による分析を用いることとし、これらとその他上位計画値を比較して決定した。

行政区域内人口推計フロー



行政区域内人口の実績

年度	行政区域内人口(人)	単年度増減数
H25(2013)	14,505	—
H26(2014)	14,068	-437
H27(2015)	13,717	-351
H28(2016)	13,426	-291
H29(2017)	13,141	-285
H30(2018)	12,837	-304
H31(2019)	12,564	-273
R2(2020)	12,353	-211
R3(2021)	12,135	-218
R4(2022)	11,888	-247
R5(2023)	11,665	-223



② コーホート要因法による推計

コーホート要因法は、令和4年度(2022)実績人口を用いて、生残率、純移動率、女性子ども比の3つについて実態を踏まえた将来の動向を設定して推計を行う。なお、令和5年度(2023)の実績値11,665人とコーホート要因法で算出した令和5年度推計値11,662人の値が近似値であるため、令和4年度(2022)実績を用いた推計値で有収水量等を算出する。

・生残率・純移動率

コーホート要因法に使用する生残率、純移動率については国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研とする。)が公表している日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)の中から、本町の仮定値(生残率、純移動率)を使用する。

ただし、社人研の地域別将来推計人口では、2010 年からの 5 年間隔で仮定値が設定されているので、今回の推計と合わせるため、社人研の仮定値を令和 4(2022) 年からの 5 年間隔になるよう按分補正を行った。

・女性子ども比

将来の出生数を推計するために、0～4 歳の人口と 15～49 歳の女性人口の比である女性子ども比を用いる。令和 4 年度(2022)実績人口から女性子ども比を算出し、これを基準とする。

社人研の推計においても、本町の女性子ども比を仮定しており、今回の推計では社人研仮定値の変動パターンだけを用いて、基準とした平成 28 年度の女性子ども比を変動させて将来の女性子ども比を設定した。

コーホート要因法を用いた本町における行政区域内人口の推計結果は、以下のとおりである。

(コーホート要因法による推計結果)

男	R4 (2022)	R9 (2027)	R14 (2032)	R19 (2037)	R24 (2042)
0-4歳	143	115	100	85	70
5-9歳	192	143	115	100	85
10-14歳	187	189	141	113	98
15-19歳	246	151	152	114	91
20-24歳	207	147	90	91	68
25-29歳	266	220	156	95	96
30-34歳	240	262	216	153	93
35-39歳	278	235	256	211	149
40-44歳	330	271	229	249	205
45-49歳	352	318	261	221	240
50-54歳	414	347	313	257	218
55-59歳	442	404	339	306	252
60-64歳	466	426	390	328	296
65-69歳	521	451	413	379	319
70-74歳	612	487	423	389	357
75-79歳	380	535	428	373	345
80-84歳	274	305	434	349	307
85歳以上	322	327	356	471	465
計	5,872	5,333	4,812	4,284	3,754
女	R4 (2022)	R9 (2027)	R14 (2032)	R19 (2037)	R24 (2042)
0-4歳	132	109	96	80	66
5-9歳	179	132	109	96	80
10-14歳	195	178	131	108	95
15-19歳	236	160	146	107	89
20-24歳	188	134	91	83	60
25-29歳	182	185	131	89	81
30-34歳	196	178	180	127	86
35-39歳	229	191	174	175	123
40-44歳	266	228	190	173	174
45-49歳	348	261	224	186	170
50-54歳	386	343	258	221	184
55-59歳	439	376	334	251	215
60-64歳	469	430	368	327	246
65-69歳	527	462	424	363	323
70-74歳	544	505	444	408	349
75-79歳	362	515	480	423	390
80-84歳	382	339	486	455	403
85歳以上	756	700	643	754	793
計	6,016	5,426	4,909	4,426	3,927
全体	11,888	10,759	9,721	8,710	7,681

以上の推移結果から、5 年間隔の途中年次の推計を直線補間で求めると下表のようになり、コーホート要因法による将来の行政区域内人口は、目標年次(令和 24 年度)で 7,681≒7,700 人となる。

(コーホート要因法による推計結果)

年度	行政区域内人口(人)	備考
R4(2022)	11,888	実績値
R5(2023)	11,662	
R6(2024)	11,436	
R7(2025)	11,211	
R8(2026)	10,985	
R9(2027)	10,759	推計値
R10(2028)	10,551	
R11(2029)	10,344	
R12(2030)	10,136	
R13(2031)	9,929	
R14(2032)	9,721	推計値
R15(2033)	9,519	
R16(2034)	9,317	
R17(2035)	9,114	
R18(2036)	8,912	
R19(2037)	8,710	推計値
R20(2038)	8,504	
R21(2039)	8,298	
R22(2040)	8,093	
R23(2041)	7,887	
R24(2042)	7,681	推計値

(2) 給水人口の推計

給水区域内人口の推計は、推計した行政区域内人口のすう勢人口増減比を乗じて給水区域内人口とした。また、給水人口は給水普及率を給水区域内人口に乗じて算出するが、目標年度令和 24(2042)年度に 100%となるようにし、中間年度を直線補完して算出した。

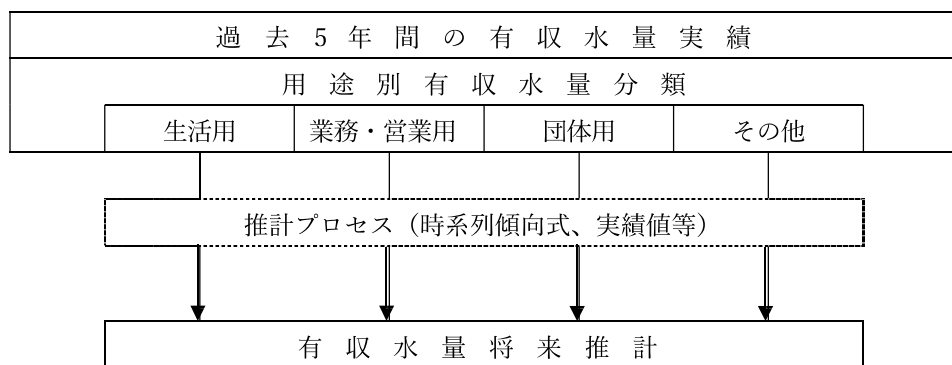
給水区域内給水人口は、以下のとおりとなった。

年度	給水区域内人口	給水普及率	給水区域内給水人口	備考
R4	11,888	99.6	11,846	実績
5	11,662	99.7	11,627	推計↓
6	11,436	99.7	11,402	
7	11,210	99.7	11,176	
8	10,985	99.7	10,952	
9	10,759	99.7	10,727	
10	10,557	99.7	10,525	
11	10,343	99.8	10,322	
12	10,140	99.8	10,120	
13	9,926	99.8	9,906	
14	9,724	99.8	9,705	
15	9,522	99.8	9,503	
16	9,320	99.8	9,301	
17	9,118	99.8	9,100	
18	8,916	99.9	8,907	
19	8,714	99.9	8,705	
20	8,500	99.9	8,492	
21	8,298	99.9	8,290	
22	8,096	99.9	8,088	
23	7,882	99.9	7,874	
24	7,703	100.0	7,703	目標年次

(3) 有収水量の推計と料金収入の見通し

①有収水量の推計

有収水量は、下記の算出フローを基に推計した。



その結果、有収水量は、以下の通りとなった。

年度	有収水量 (m ³ /日)					備 考
	生活用	業務・営業用	工場用		計	
R4	2,547	908	328		3,783	実績
5	2,294	1,540	4		3,838	実績
6	2,531	1,099	450		4,080	推計↓
7	2,515	1,099	450		4,064	
8	2,486	1,099	450		4,035	
9	2,467	1,099	450		4,016	
10	2,442	1,099	450		3,991	
11	2,426	1,099	450		3,975	
12	2,398	1,099	450		3,947	
13	2,368	1,099	450		3,917	
14	2,349	1,099	450		3,898	
15	2,319	1,099	450		3,868	
16	2,297	1,099	450		3,846	
17	2,266	1,099	450		3,815	
18	2,236	1,099	450		3,785	
19	2,211	1,099	450		3,760	
20	2,174	1,099	450		3,723	
21	2,147	1,099	450		3,696	
22	2,111	1,099	450		3,660	
23	2,079	1,099	450		3,628	
24	2,049	1,099	450		3,598	目標年次

② 給水収益の推計

給水収益は、推計した有収水量に過去 5 年間の供給単価を乗じて推計する。

※供給単価とは……給水収益（税抜）÷有収水量（ m^3 ）で計算され、1 m^3 当たりの水道料金収入を表す

過去 5 年間の供給単価

年度	令和1	2	3	4	5	平均
供給単価	224.6	224.1	218.5	226.1	193.1	217.366

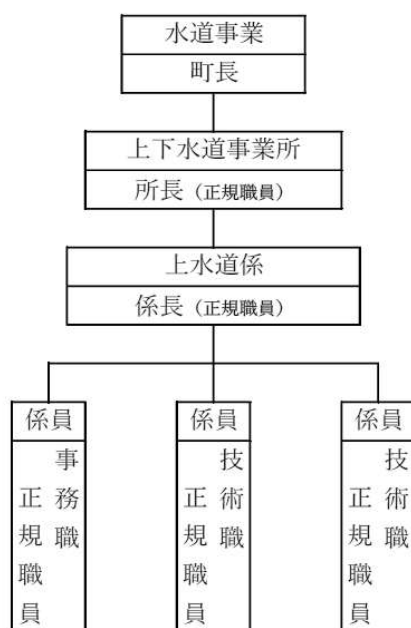
（※令和 10 年度以降供給単価は、P31 と同様に 15%割増にて計算）

令和 7 年度から令和 16 年度までの給水収益の推計は以下のとおり。

年度	有収水量（ m^3 ）	供給単価（円/ m^3 ）	給水収益（千円）
令和 7	1,483,360	217.366	322,432
8	1,472,775	217.366	320,131
9	1,465,840	217.366	318,624
10	1,460,706	249.971	365,134
11	1,450,875	249.971	362,677
12	1,440,655	249.971	360,122
13	1,429,705	249.971	357,385
14	1,426,668	249.971	356,626
15	1,411,820	249.971	352,914
16	1,403,790	249.971	350,907

(4) 組織体制の見通し

当面の間は、経営的な業務を担う職員（事務系）3名、管路等の更新工事や維持管理を担う職員（技術系）2名の5名体制とする。



(5) 施設の現状と見通し

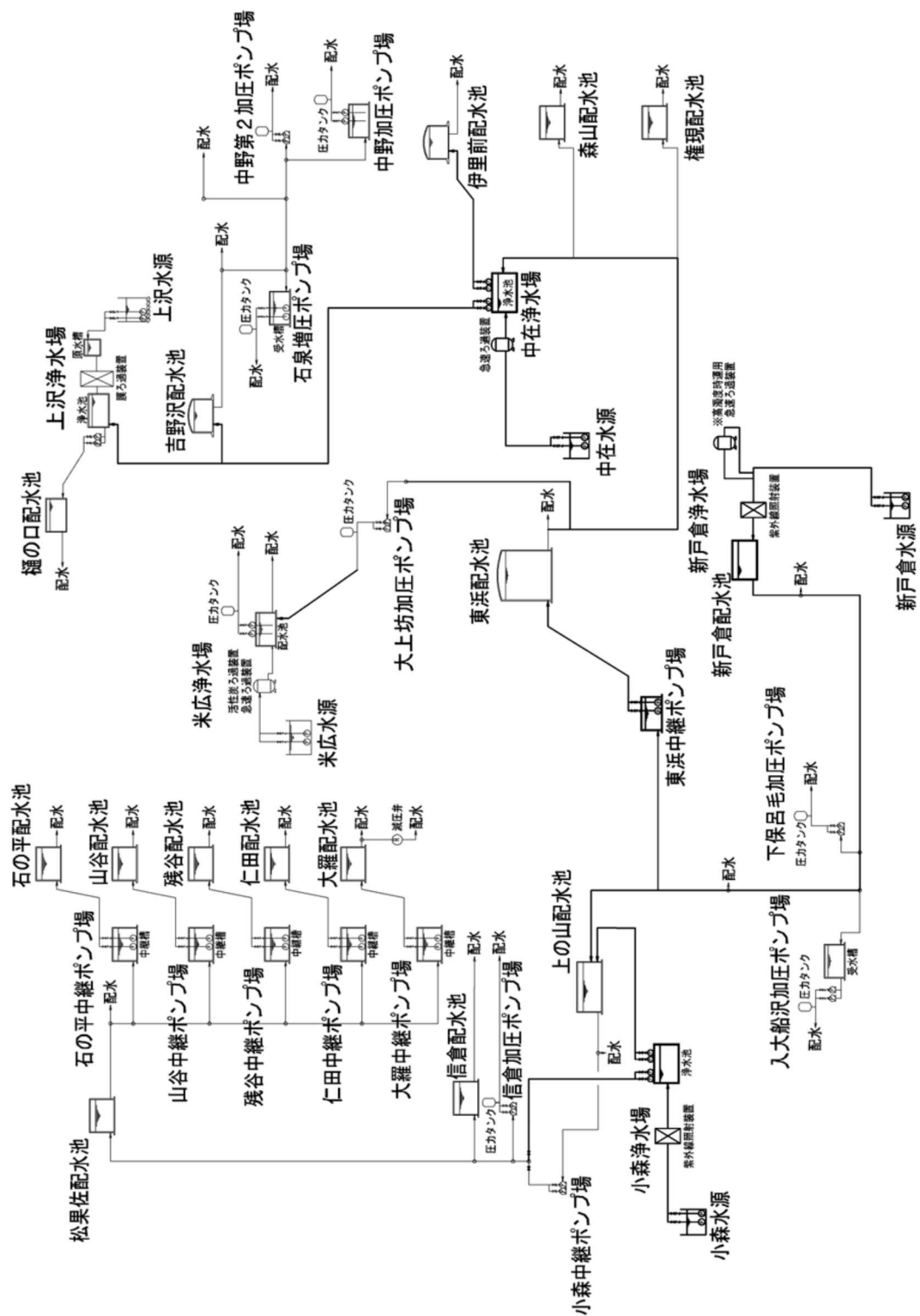
現在、主要な施設は復興計画に基づき整備を完了している。当初、一日最大給水量を 8,000 m³/日の施設計画を立てたが、水需要予測の結果、計画給水量が 7,300 m³/日となり、これに基づき復興計画における施設計画も下方修正を行った。

施設の現状としては、東日本大震災以前の施設から水源を含めて大幅に変更されている。最も大きな配水量を担う施設として、戸倉水系浄水場を新たな水源の浄水場として整備し（以下「新戸倉浄水場」という。）浄水方法を塩素滅菌処理のみから、紫外線照射と原水濁度上昇時の急速ろ過方式にて浄水処理している。この新戸倉浄水場については、戸倉地区のみならず、志津川地区そして歌津地区へも常時、配水を行っている。

新戸倉浄水場の供用開始に伴い、志津川・入谷水系の浄水場として機能していた助作浄水場を廃止した。

また、入谷水系に向けた小森浄水場、歌津地区には中在浄水場を整備して配水を行っている。

一方、総延長 247km に及ぶ管路は、布設から 40 年以上経過した管路が 45km 以上残っており、耐震性を持たない管種であることから、更新（布設替）の必要性が高まっている。



（６）固定資産の状況

固定資産全般に言えることは、固定資産取得額のピークは当然水道創設時にあることと、東日本大震災後の復興事業が本格化した平成 26 年度あたりから急激に増加していることである。

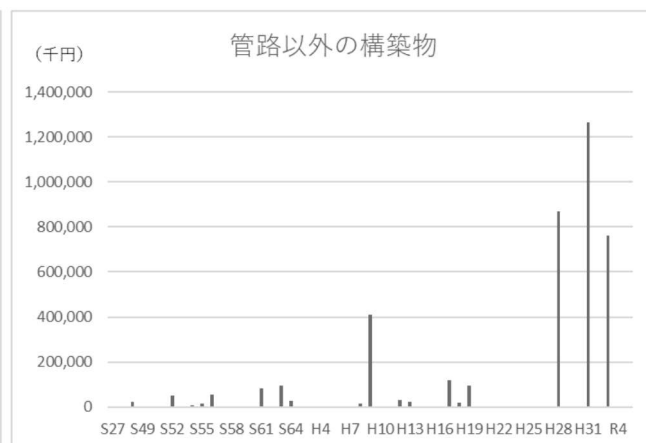
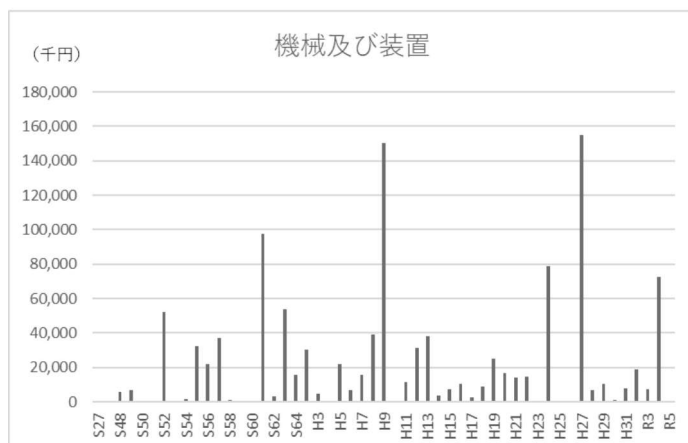
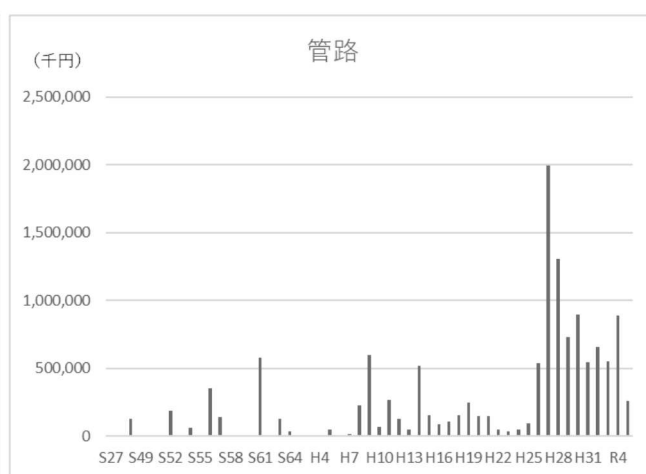
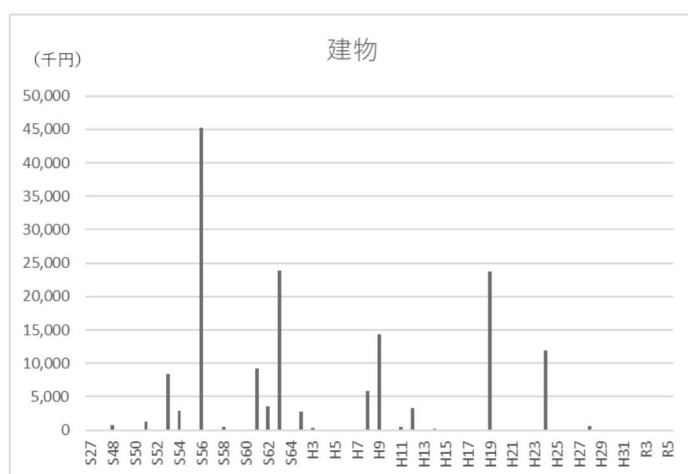
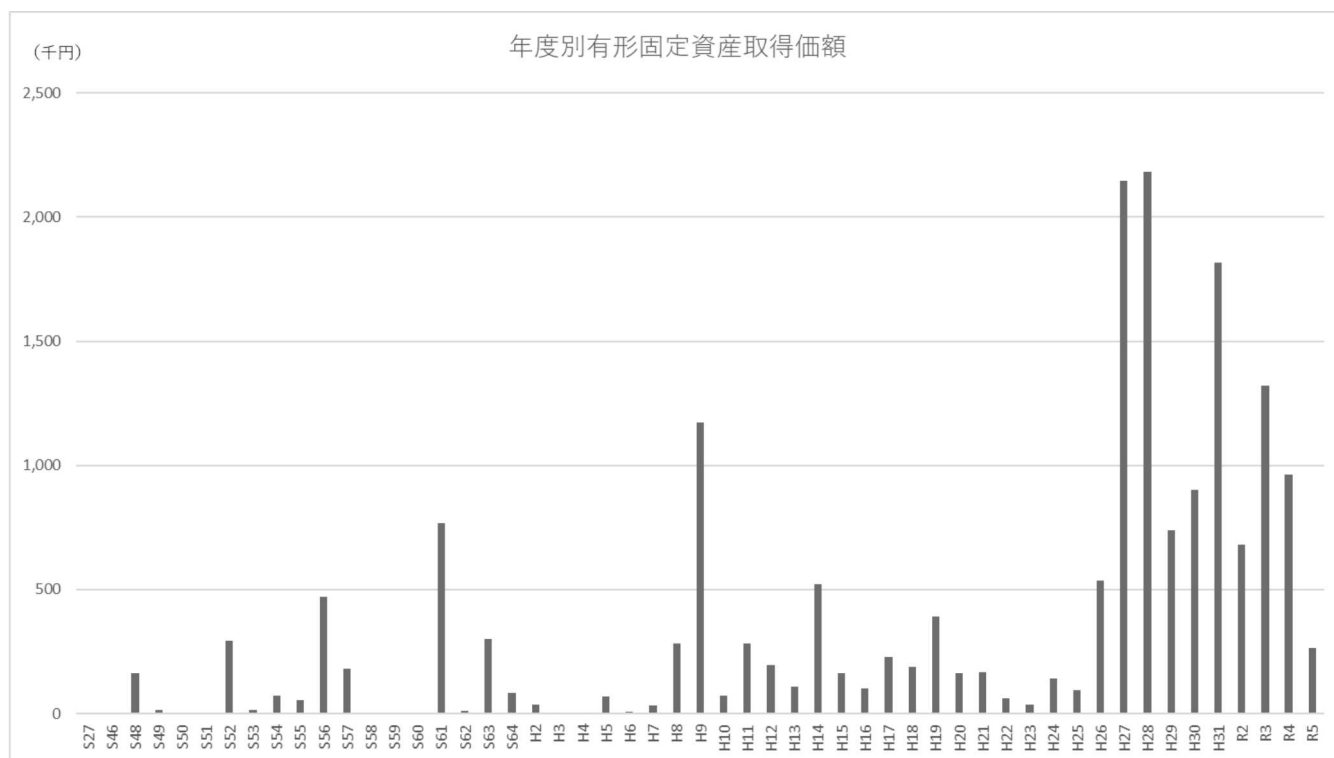
令和 5 年度末の有形固定資産額は取得価額 174 億 7,004 万円（うち償却未済固定資産額は 121 億 2,441 万円）となっている。（次頁の表及びグラフ参照）

平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間における東日本大震災の復興事業に伴う有形固定資産取得額は、全体の 6 割にも及んでいる。

小森浄水場、新戸倉浄水場、中在浄水場を新たに建設して運用を開始しており、また、被災した配水管の布設替や、新戸倉浄水場から歌津地区へ配水するための新たなルートの送水管の布設などにより、かなりの施設が更新されている。

今後は、さしあたって、施設の大規模な更新は必要なくなったものの、残された小さな浄水場や石綿管などの老朽管更新が残っていることから、当面これらの建設改良を行っていくことになる。

これだけ大きな固定資産を持つことによる減価償却費や除却費の増大が懸念されることもあり、施設の縮小や統廃合についても検討していくことが必要になる。



4 経営の方針

(1) 基本目標と基本施策

当町の水道事業の現状に鑑み、将来の経営を見据え、更には東日本大震災を教訓とし、「命の水」を「安全・安心」、「持続的」、「効率的」に供給するため、経営の基本方針として次の3つの基本目標、取り組むべき施策を定めるものとする。

① 安全な水道 ～いつ飲んでも安全で信頼される水道～

- ・ 水安全計画の策定
- ・ 厳格な水質管理と水質検査体制の確保
- ・ 新たなまちづくりに対応した水運用

② 強靱な水道 ～災害に強く、たくましい水道～

- ・ 危機管理マニュアルの策定
- ・ 老朽管路の更新・耐震化（石綿セメント管等の更新）

③ 持続可能な水道 ～健全かつ安定的な事業運営が可能である水道～

- ・ 職員研修の推進と水道技術の伝承
- ・ 健全経営の確保（適正な水道料金・体系のあり方の検討）
- ・ 効率的な水道システムの構築（自然流下等エネルギーの効率化）

5 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）については、次頁以降に記載のとおり。

（1）収益的収支について（税抜）

① 水道事業収益

有収水量については、水需要予測により算出した推計値を用いた。

水道料金収入については、過去5年間の供給単価の平均を算出し、それに有収水量を乗じて推計した。また、計画期間内での経常損益の黒字を維持するため、令和10年度に水道料金を15%値上げする条件により推計した。

営業外収益の長期前受金戻入は、既に確定している令和5年度までの分に、将来の新規増加分をそれぞれ計算のうえ加算して推計した。

② 水道事業費用

配水及び給水費及び総係費のうち大部分を占める水道業務委託料は、令和6年度の予算額に物価上昇を加味して推計した。

総係費人件費は令和6年度の予算額に賃金上昇率を加味して推計し、減価償却費は既に確定している令和5年度までの分に、将来の新規増加分をそれぞれ計算のうえ加算して推計した。営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費については、既往債分の利息に令和6年度以降の起債借入分の利息を加算して推計した。

（2）資本的収支について（税込）

① 企業債

年間で管路及び機械設備の維持更新に150,000千円がかかると見込み、その財源として、事業費の3分の2である100,000千円を令和7年度以降新規で借り入れる推計とした。

② 他会計補助金

上記管路及び機械設備の維持更新にかかる150,000千円のうち、4分の1を国庫補助金として推計した。

③ 建設改良費

建設改良費は、管路及び機械設備の維持更新費用を見込んでいる。財源は企業債と国庫補助金とする。

④ 企業債償還金

既往債分の元本償還金に令和 6 年度以降の起債借入分の元本償還金を加算して推計した。

(単位:千円,%)

- 33 -

投資・財政計画（資本的収支）

区 分		年 度																(単位：千円)	
		R3 決 算	R4 決 算	R5 決 算	R6 決算見込	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16				
資 本 的 収 入	1. 企 業 費 平 準 化 債	63,200	106,700	86,200	64,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000				
	2. 他 会 計 出 資 金	5,928	34,035	33,549	16,666	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500				
	3. 他 会 計 補 助 金																		
	4. 他 会 計 負 担 金																		
	5. 他 会 計 借 入 金																		
資 本 的 収 入	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	851,711	74,909	47,573	33,333	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500				
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	8. 工 事 負 担 金	4,800	1,634	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800				
	9. そ の 他	0	183,789	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	925,639	401,067	169,122	115,799	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800			
資 本 的 支 出	1. 純 建 設 改 良 費	925,639	401,067	169,122	115,799	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800	139,800			
	2. 企 業 借 入 返 還 金	896,523	260,951	224,525	148,102	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000			
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	155,954	159,009	162,130	164,166	155,593	135,377	97,988	68,257	62,540	55,569	50,544	44,994	41,917	36,809				
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		1,052,476	419,961	386,655	312,268	320,593	300,377	262,988	233,257	227,540	220,569	215,544	209,994	206,917	201,809				
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	126,837	18,893	217,534	196,469	180,793	160,577	123,188	93,457	87,740	80,769	75,744	70,194	67,117	62,009				
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	125,257	19,231	201,651	186,199	164,293	144,077	106,688	76,957	71,240	64,269	59,244	53,694	50,617	45,509				
	3. 繰 越 工 事 資 金																		
	4. そ の 他	1,581	-338	15,883	10,270	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500			
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		126,837	18,893	217,534	196,469	180,793	160,577	123,188	93,457	87,740	80,769	75,744	70,194	67,117	62,009				
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
企 業 借 入 金 残 高 (H)		1,275,014	1,222,705	1,146,774	1,046,608	991,015	955,638	957,650	989,393	1,026,853	1,071,284	1,120,740	1,175,746	1,233,830	1,297,020				
○他会計繰入金 (単位：千円)																			
区 分		R3 決 算	R4 決 算	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16				
収 益 的 収 支 分	1. うち 基 準 内 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	2. うち 基 準 外 繰 入 金																		
資 本 的 収 支 分	1. うち 基 準 内 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	2. うち 基 準 外 繰 入 金																		
合 計	1. うち 基 準 内 繰 入 金																		
	2. うち 基 準 外 繰 入 金																		

6 経営戦略の事後検証、改訂等に関する事項

毎年度、経営戦略と実績の比較を行い、5年を目途に適切な事後検証を行うほか、計画と実績に大幅な乖離が生じた場合及び方針や施策の大幅な変更がある場合には、随時計画の見直しを行うものとする。